

議案第14号

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例（平成18年匝瑳市条例第116号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める固定資産税の課税免除を行うことができる。

- (1) 奨励措置を受けようとする者が取得した固定資産が償却資産のみの場合 当該償却資産に対して、市長が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して3年度分の固定資産税の課税免除
- (2) 奨励措置を受けようとする者が取得した固定資産が土地の場合で、当該土地を取得した日の翌日から起算して5年以内に当該土地を敷地とする施設の建設があったとき 当該施設を取得した後に、当該土地に市長が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して6年度分の固定資産税の課税免除
- (3) 奨励措置を受けようとする者が取得した固定資産（土地を除く。以下この号において同じ。）が前2号に掲げる以外の場合 当該固定資産に市長が最初に固定資産税を課することになる年度から起算して6年度分の固定資産税の課税免除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得した固定資産に対する固定資産税の課税免除について適用し、施行日前に取得された固定資産に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に改正前の第6条の規定による奨励措置を受けてい

る者の固定資産税の課税免除については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(参考)

匝瑳市企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第5条 略 (固定資産の課税免除)</p> <p>第6条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める固定資産税の課税免除を行うことができる。</p> <p>(1) 奨励措置を受けようとする者が取得した固定資産が償却資産のみの場合 当該償却資産に対して、市長が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して3年度分の固定資産税の課税免除</p> <p>(2) 奨励措置を受けようとする者が取得した固定資産が土地の場合で、当該土地を取得した日の翌日から起算して5年以内に当該土地を敷地とする施設が建設があったとき 当該施設を取得した後に、当該土地に市長が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して6年度分の固定資産税の課税免除</p> <p>(3) 奨励措置を受けようとする者が取得した固定資産(土地を除く。以下この号において同じ。)が前2号に掲げる以外の場合 当該固定資産に市長が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して6年度分の固定資産税の課税免除</p> <p>2 略 以下 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (固定資産の課税免除)</p> <p>第6条 市が奨励措置として行う固定資産税の課税免除は、固定資産に対して、市が最初に固定資産税を課することとなる年度から起算して5年度分の固定資産税の課税免除とする。この場合において、敷地については、土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該土地を敷地とする施設の建設があった場合に限るものとする。</p> <p>2 略 以下 略</p>